

個人情報保護規定

秘密の保持と個人情報の保護及び使用目的について

当事業所では、利用者様の権利としてプライバシー保護に十分配慮しています。また、利用者様から知り得た居宅介護情報を利用するにあたり、以下のとおり利用目的を特定し公表いたします。なお、下記利用についても利用者様のご意思の反する場合は、その申し出により利用する事はありません。当事業所管理者までご相談ください。

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び介護支援専門員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。但し、以下については、法令上、事業所が行うべき義務として明記されていることから情報提供することを行うこととします。

- 1.サービス提供困難時の事業所間及び行政への連絡、紹介等
- 2.居宅介護支援事業所。地域包括支援センター等の連絡
- 3.利用者が偽り、その他不正な行為によって保険請求を受けている場合等の市町村への通知
- 4.利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡
- 5.生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）
- 6.高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく行政への通知

個人情報の保護について

事業所は、この重要事項説明書にて利用者から同意を得たものとし、サービス担当国会議、実習生等の受け入れ、サービス提供上やむを得ない場合に利用者及びその家族の個人情報を利用することがあります。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

個人情報の利用目的について

事業所では、利用者の権利とプライバシー保護に十分留意しています。また、利用者から知り得た居宅情報を利用するにあたり、以下のとおり利用目的を特定し公表いたします。

1. 利用者への居宅介護支援及び介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 事業所内での利用目的

1.事業所が利用者への適切な居宅介護サービスを提供するため

2.介護保険業務

3.利用者に係る事業所の管理

※契約・更新時の管理 ※会計・経理 ※事故などの報告 ※利用者のサービスの向上

(2) 他の事業所等への情報提供を伴う利用目的

1.事業所が利用者に提供する居宅介護支援のうち

※利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議）、照会への依頼、モニタリングの依頼

※事業所内において行われる学生等への実習への協力

※病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

※主治医との相談及び連携 ※その他の委託業務 ※家族等への心身の状況説明

※災害時、行方不明時等の情報提供、地域ケア会議の情報提供 ※法人ホームページへの掲載

2.介護保険業務

※審査支払機関へのレセプトの提出 ※審査支払機関または保険者からの照会への回答

※外部監査機関への照会・回答等 ※その他、法人・事業所における介護保険請求のための利用

3.損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

(1) 事業所内部での利用

1.事業所での利用

※居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

※事業所内において行われる事例検討

(2) その他

1.外部監査機構への情報提供

2.関係法令等に基づく行政機関等への報告等

3.教育研修、ケアマネジメント技術向上の目的での利用

※匿名化を図った上での利用